

入 札 公 告

奈良県本庁舎東棟宿直室整備委託について、次のとおり一般競争入札を執行するので公告します。
本件調達に参加される方は、下記事項を十分にご理解いただいたうえ、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）により入札に参加してください。
入札の結果については、入札情報公開システムにより公表されますので、ご了承ください。

令和 8 年 7 月 1 3 日

奈良県知事 山下 真

第 1 競争入札に付する事項等

1 業 務 名

奈良県本庁舎東棟宿直室整備委託

2 業務場所

奈良県本庁舎（奈良市登大路町 3 0 番地）

3 業務概要

東棟 2 階の宿直室の整備

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 落札者の決定方法

一般競争入札により決定

6 その他

この入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札案件であり、電子入札システムへの利用者登録が完了した者以外は、この入札に参加することができません。

ただし、電子入札システム等に障害等が発生し、電子入札システムを使用した手続きを行うことが困難な場合は、紙による入札の参加を認めることがあります。

第 2 入札方法

- 1 入札は、電子入札システムを利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」<https://www.pref.nara.jp/26215.htm> から確認できます。）

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額）（税抜金額）により入札してください。

- 2 郵便入札の可否 否

- 3 その他詳細は入札説明書によります。

第 3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる 1 ～ 5 までのいずれにも該当する者が、この入札に参加できます。

- 1 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県における「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月 2 7 日奈良県告示第 4 2 5 号）」に基づく競争入札参加資格のうち営業種目「C1（家具類、公園整備）」「C2（インテリア）」「G2（厨房機器）」のいずれかの区分に登録している者であること。
- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。

- 4 電子入札システムの利用者登録が完了していること。
- 5 奈良県内に本店又は営業所等の登録をしている者であること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書で示す書類を奈良県総務部知事公室防災統括室（第6の1で示す場所）に提出しなければなりません。

第5 入札日程

- 1 入札説明会
実施しません。
- 2 競争入札参加資格確認申請
令和8年7月24日（金）午後5時締切
- 3 入札書の提出（電子入札システムへの入力）
令和8年8月4日（火）午前10時締切
- 4 開札（電子入札システムによる開札）
令和7年8月4日（火）午前10時30分以降
- 5 その他詳細は入札説明書によります。

第6 問合せ先

- 1 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部知事公室防災統括室防災施設係（奈良県本庁舎東棟2階）
電話番号 0742-27-8456（ダイヤルイン）
- 2 電子入札システムの操作に関すること
電子入札総合ヘルプデスク
電話番号 0570-021-777
（平日午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））
E-mail sys-e-cydeenasphehelp.rx@ml.hitachi-systems.com

第7 その他

- 1 入札保証金
奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条によります。
- 2 入札の無効
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - （1）奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
 - （2）この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
 - （3）電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
 - （4）ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札

- (5) 入札及び契約締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された入札
- (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (8) その他、入札に関する条件に違反した入札

3 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（１）から（５）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

4 契約の解除

契約締結後、契約者について３の（１）から（７）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、３の（１）、（３）、（４）及び（５）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

5 その他

- (1) 契約条項等に関することは、第６の１にお問い合わせください。
- (2) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。